

第6期葛飾区高齢者  
虐待防止・養護者支援計画  
(令和6(2024)年度  
～令和11(2029)年度)

令和6(2024)年3月

葛 飾 区

## はじめに

葛飾区では、65歳以上の高齢者人口が令和6年3月現在、約11万3千人となり人口の24.3%を占め、100歳を超える方は200人以上となっております。多くの方々が住み慣れた地域で健康かつ元気に過ごされています。

人生100年時代において、今後も引き続き、生涯を通じていきいきと健やかに暮らせる環境に加え、支援を必要とする方やその家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で支えあいながら安心して暮らし続けるまちづくりを進めてまいります。

そのためにも、老化に伴う身体機能の衰えに対する早期予防（フレイル対策）などの健康づくりや、地域コミュニティの構築、鉄道やバス路線などの交通網の整備、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進など様々な取組を今後さらに進めてまいります。

一方で、高齢者の認知症状や介護者の介護疲れ・介護ストレス、経済問題など、複数の要因が重なり合い、高齢者の虐待につながるケースが発生しています。令和2年度以降、本区の高齢者虐待に関する相談件数は減少しているものの、解決までに要する期間が長期化する傾向にあります。また、長年に渡り生活困難な状況にも関わらず医療や福祉等の支援に結びついていないことも多く、関係機関と連携・協働して、複合的な課題のある世帯に対して適切な支援を行っていく必要があります。

そこで、この度策定しました「第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」では、全ての高齢者が安心して生活できる『虐待ゼロ』の地域社会づくりを目指し、これまでの取組を踏まえ、孤立しない地域づくり、認知症対策の推進、養護者支援の強化、養介護施設従事者等による虐待防止の4つを重点施策と定めました。そのうえで、関係機関で情報を共有し、専門性を高め合いながら、連携・協働して各種事業に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご協力をいただきました葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の皆様、計画作業部会の皆様に厚く御礼申し上げます。



令和6（2024）年3月  
葛飾区長 青木克徳

# 目次

<b>第1部</b>	<b>第6期計画策定について</b>		
1	計画策定の趣旨	・・・	1
2	計画期間	・・・	1
3	計画の理念	・・・	1
4	計画の推進	・・・	1
<b>第2部</b>	<b>高齢者虐待を取り巻く現状と課題</b>		
1	養護者による高齢者虐待	・・・	2
2	養介護施設従事者等による高齢者虐待	・・・	7
3	セルフ・ネグレクト（自己放任）	・・・	8
4	消費者被害	・・・	9
5	成年後見制度（区長による審判申立）	・・・	9
<b>第3部</b>	<b>第6期計画の目標</b>	・・・	10
<b>第4部</b>	<b>第6期計画の重点施策</b>	・・・	11
<b>第5部</b>	<b>第6期計画期間の具体的取組</b>		
1	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	・・・	12
2	高齢者支援課	・・・	13
3	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）	・・・	17
4	介護保険課	・・・	19
5	保健所・保健センター	・・・	20
6	福祉事務所（西生活課・東生活課）	・・・	21
7	くらしのまるごと相談課	・・・	22
8	男女平等推進センター	・・・	23
9	消費生活センター	・・・	24
10	民生委員・児童委員	・・・	24
11	居宅介護支援事業所（介護支援専門員）	・・・	25
12	介護サービス事業者	・・・	26
13	葛飾区社会福祉協議会	・・・	27
14	葛飾区成年後見センター	・・・	28
15	医療機関	・・・	29
16	認知症疾患医療センター	・・・	30
17	警察署（葛飾警察署・亀有警察署）	・・・	31
<b>資料編</b>			
○	葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 名簿	・・・	33
○	第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画作業部会 名簿	・・・	34
○	第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画の策定経過	・・・	35
○	葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱	・・・	36
○	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	・・・	39

## 第1部 第6期計画策定について

### 1 計画策定の趣旨

葛飾区では、平成19（2007）年3月に「葛飾区高齢者虐待防止計画」を策定し、これまで高齢者虐待の早期発見と早期対応、養護者の支援に努めてきました。

高齢者虐待は、高齢者の認知症状、虐待者の介護力の低下や介護疲れ・介護ストレス、家族関係や経済問題など、複数の要因が重なり合って発生します。高齢者虐待を防止するためには、周囲の人たちが虐待につながる要因に気づき、早期に適切な支援を行うことが必要です。虐待を防止する取組を積極的に行うとともに、身近な相談窓口を充実させ、高齢者虐待に関わる関係機関が互いの役割を認識して連携しながら、早期の解決と再発を防止することが重要です。

また、高齢者虐待を防止するためには、養護者への支援が大切であることから、第4期から計画の名称を「葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」に改めました。第5期計画では、高齢者の権利や心身の健康の保持及び生活の安定のためにも、高齢者の実情の把握に努め、消費者被害やセルフ・ネグレクト（自己放任）に対応した内容とし、第6期計画でも引き続き、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者虐待に関わる関係機関の役割と機能、それに基づく具体的な取組を定めるものです。

### 2 計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

### 3 計画の理念

高齢者支援に関わる人が高齢者とその家族が孤立しないように支援することにより、全ての高齢者が安心して生活できる「虐待ゼロ」の地域社会づくりを目指すことを計画の理念とします。

また、第6期計画では、SDGsの達成に向けて8つの目標を踏まえながら、関連する取組を推進します。



### 4 計画の推進

葛飾区は、高齢者虐待防止に関わる関係機関と連携し、第6期計画に定める取組を推進するとともに、それぞれの取組の進捗状況や課題の検討を行います。

## 第2部 高齢者虐待を取り巻く現状と課題

### 1 養護者による高齢者虐待

※「養護者」とは家族、親族、同居人等で現に高齢者の世話をしている人です。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には区市町村に通報するよう定めています。通報を受けた区は、訪問による調査や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）からの聴き取り等により状況を把握し、虐待の有無や緊急性の判断を行っています。

令和元（2019）年度から令和4（2022）年度の虐待通報票から「養護者による高齢者虐待」を分析した結果は次のとおりです。

#### （1）相談・通報

令和元（2019）年度から令和4（2022）年度で415世帯の相談・通報があり、そのうち329世帯（79.3%）が虐待に該当すると判断しました。

「相談・通報のあった世帯数」「虐待と判断した世帯数」「被虐待高齢者数」のいずれも、令和2（2020）年度以降は減少しています。

【表1】相談・通報のあった世帯数等

	相談・通報のあった世帯数	虐待と判断した世帯数	被虐待高齢者数
令和元（2019）年度	127	112(88.2%)	118
令和2（2020）年度	116	103(88.8%)	104
令和3（2021）年度	95	62(65.3%)	66
令和4（2022）年度	77	52(67.5%)	55
合計	415	329 (79.3%)	343

出典：高齢者支援課（出典表記がない場合は高齢者支援課作成資料）

※同一世帯に虐待を受けた高齢者が複数いる場合があるため、被虐待者の人数は虐待と判断した世帯数より多くなっています（例：息子が父母を虐待している等）。

#### （2）相談・通報者の内訳

令和元（2019）年度から令和4（2022）年度に相談・通報のあった世帯のうち、介護支援専門員や介護保険事業所職員からの相談・通報が190件（43.7%）と最も多くなっています。次いで、行政機関からの相談・通報が113件（26.0%）です。

【表2】相談・通報者の内訳（件）

	介護支援専門員・ 介護保険事業所職員	家族・ 親族	民生委員・ 近隣住民	被虐待者 本人	行政機関 (区・警察)	その他	合計
令和元 (2019) 年度	64	11	7	10	33	12	137
令和2 (2020) 年度	54	14	3	2	30	15	118
令和3 (2021) 年度	33	9	3	2	29	20	96
令和4 (2022) 年度	39	9	5	3	21	7	84
合計	190 (43.7%)	43 (9.9%)	18 (4.1%)	17 (3.9%)	113 (26.0%)	54 (12.4%)	435 (100%)

※一つの世帯について、複数の機関から同時期に相談や通報を受けることがあるため、本表の合計件数は【表1】の被虐待高齢者数より多くなっています。

### (3) 虐待の種別

虐待の種別では、「身体的虐待」が223人(45.0%)と半数近くになっています。次いで「心理的虐待」131人(26.4%)、「経済的虐待」75人(15.1%)、「介護等放棄」66人(13.3%)となっています。

【表3】虐待の種別(人)

	身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的	合計
令和元 (2019)年度	80	22	41	0	28	171
令和2 (2020)年度	58	24	41	1	27	151
令和3 (2021)年度	52	8	26	0	7	93
令和4 (2022)年度	33	12	23	0	13	81
合計	223 (45.0%)	66 (13.3%)	131 (26.4%)	1 (0.2%)	75 (15.1%)	496 (100%)

※一つの事例について、複数種の虐待が同時に起きていることがあるため、本表の合計は【表1】の被虐待高齢者数より多くなっています。

### 【高齢者虐待の定義】

高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者の虐待を次のように定義しています。

#### ●身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

#### ●介護・世話の放棄放任(介護等放棄)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待又は性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

#### ●心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### ●性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

#### ●経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

### (4) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者は女性に多く見られ、年齢が高くなるほど人数が多くなる傾向が見られます。

【表4】令和元(2019)年度から令和4(2022)年度の男女別被虐待高齢者(人)

男性	女性	合計
86 (25.1%)	257 (74.9%)	343 (100%)

【表5】年齢ごとの被虐待高齢者(人)

	65~ 69歳	70~ 79歳	80~ 89歳	90歳 以上	合計
令和元(2019)年度	8	39	56	15	118
令和2(2020)年度	5	33	57	9	104
令和3(2021)年度	6	24	31	5	66
令和4(2022)年度	1	16	32	6	55
合計	20 (5.8%)	112 (32.7%)	176 (51.3%)	35 (10.2%)	343 (100%)

## (5) 虐待者の状況

虐待者は40歳代～50歳代が166人(46.1%)と半数近くになっています。続柄別に見た虐待者は息子と娘を合わせて213人(59.2%)で、高齢で介護等が必要な親を子どもが虐待している割合が高くなっています。

【表6】虐待者の年齢(人)

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明	合計
令和元(2019)年度	0	4	9	23	40	12	13	19	2	6	128
令和2(2020)年度	0	1	3	19	31	14	20	16	1	3	108
令和3(2021)年度	1	3	4	10	18	10	10	8	2	1	67
令和4(2022)年度	0	0	1	5	20	7	8	9	0	7	57
合計	1 (0.3%)	8 (2.2%)	17 (4.7%)	57 (15.8%)	109 (30.3%)	43 (11.9%)	51 (14.2%)	52 (14.5%)	5 (1.4%)	17 (4.7%)	360 (100%)

※虐待者が複数いる場合があるため、虐待者の人数は【表1】の被虐待高齢者数より多くなっています(例:娘と孫が母を虐待している等)。

【表7】続柄別に見た虐待者の人数

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	合計
令和元(2019)年度	20	4	47	36	2	1	3	4	11	128
令和2(2020)年度	19	9	46	17	3	1	4	3	6	108
令和3(2021)年度	16	6	18	15	1	1	4	4	2	67
令和4(2022)年度	13	1	21	13	1	0	2	1	5	57
合計	68 (18.9%)	20 (5.6%)	132 (36.7%)	81 (22.5%)	7 (1.9%)	3 (0.8%)	13 (3.6%)	12 (3.3%)	24 (6.7%)	360 (100%)

## (6) 同居の状況等

未婚の子との同居が141件(41.1%)と全体の3分の1以上に達しています。高齢者と未婚の子、特に経済的な面で課題のある子、引きこもりや障害のある子が親の年金を頼りに生活をしているケースが多く見られます。

【表8】虐待者との同居・別居(人)

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	合計
令和元(2019)年度	75	30	11	2	118
令和2(2020)年度	59	25	19	1	104
令和3(2021)年度	37	23	5	1	66
令和4(2022)年度	33	15	7	0	55
合計	204 (59.5%)	93 (27.1%)	42 (12.2%)	4 (1.2%)	343 (100%)

【表9】 家族形態（人）

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	合計
令和元（2019）年度	9	20	55	11	7	11	3	2	118
令和2（2020）年度	12	18	46	2	10	10	1	5	104
令和3（2021）年度	4	18	20	4	2	16	0	2	66
令和4（2022）年度	4	13	20	7	2	7	1	1	55
合計	29 (8.5%)	69 (20.1%)	141 (41.1%)	24 (7.0%)	21 (6.1%)	44 (12.8%)	5 (1.5%)	10 (2.9%)	343 (100%)

「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指します。

その他①その他の親族と同居(子どもと同居せず子以外の親族と同居している場合)

その他②非親族と同居(2人以上の世帯員からなる世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯)

その他③その他(既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院等、他の選択肢に該当しない場合)

### （7）虐待が発生する要因

厚生労働省「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（令和4（2022）年度）」によると、虐待の発生要因として多いのは、「被虐待者の認知症の症状」「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」「虐待者の理解力の不足や低下」です。

葛飾区も同様に、「被虐待者の認知症の症状」が発生要因の第1位です。認知症になってしまった高齢者を在宅で支えていく事の困難さが虐待の大きな要因となっている事がわかります。続いて、虐待者の要因である「介護力の低下や不足」「知識や情報の不足」「被虐待者との虐待発生までの人間関係」「介護疲れ・介護ストレス」が挙げられます。被虐待者の高齢化や高齢で介護などを必要とする親を子どもが虐待する割合が高いことから、引き続き、「認知症への対応」と「養護者支援」は重要です。また、被害が深刻になる前に早期発見できるよう、相談体制を充実させるとともに、被虐待者・養護者を含めて複合的な課題のある世帯には関係機関が連携した支援体制の在り方を検討していく必要があります。



【表10】葛飾区における虐待の発生要因（複数回答）

	要 因	葛飾区		全 国		
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	順位
1	被虐待者の認知症の症状	33	63.5	9,430	56.6	1
2	虐待者の介護力の低下や不足	29	55.8	7,642	45.8	7
3	虐待者の知識や情報の不足	28	53.8	7,949	47.7	4
3	虐待者の理解力の不足や低下	28	53.8	7,983	47.9	3
5	虐待者と被虐待者との虐待発生までの人間関係	26	50.0	7,748	46.5	6
5	被虐待者の精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	26	50.0	5,184	31.1	14
7	被虐待者の身体的自立度の低さ	25	48.1	7,490	44.9	8
8	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	24	46.2	9,038	54.2	2
8	被虐待者の障害・疾病	24	46.2	5,966	35.8	9
10	虐待者の精神状態が安定していない	21	40.4	7,840	47.0	5
11	被虐待者の排泄介助の困難さ	20	38.5	5,159	30.9	16
12	虐待者の孤立・補助介護者の不在等	19	36.5	5,932	35.6	10
13	虐待者の障害疑い・疾病疑い	18	34.6	4,262	25.6	18
13	虐待者の他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	18	34.6	5,735	34.4	11
15	被虐待者の障害疑い・疾病疑い	17	32.7	2,142	12.9	24
16	家庭内の経済的困窮・債務（経済的問題）	15	28.8	5,565	33.4	12
16	ケアサービスの不足の問題	15	28.8	4,344	26.1	17
18	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	14	26.9	3,911	23.5	19
19	虐待者の障害・疾病	12	23.1	5,190	31.1	14
19	虐待者の家族環境（生育歴・虐待の連鎖）	12	23.1	3,225	19.3	21
19	家庭内の（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	12	23.1	5,470	32.8	13
19	家庭内の（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	12	23.1	3,820	22.9	20
23	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	9	17.3	2,864	17.2	22
24	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	7	13.5	1,004	6.0	31
25	虐待者のひきこもり	5	9.6	1,651	9.9	27
25	被虐待者の外部サービス利用への抵抗感	5	9.6	2,683	16.1	23
27	虐待者の飲酒の影響	4	7.7	1,722	10.3	26
28	虐待者の依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）	3	5.8	1,385	8.3	28
29	虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	2	3.8	1,828	11.0	25
29	虐待者のその他の要因	2	3.8	1,384	8.3	28
31	被虐待者のその他の要因	0	0.0	1,041	6.2	30
31	家庭に関するその他の要因	0	0.0	628	3.8	32
31	その他	0	0.0	347	2.1	33

※葛飾区：令和4（2022）年度に虐待と判断した52世帯の事例を集計

※全 国：厚生労働省「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（令和4（2022）年度）」から、虐待と判断した16,669件の事例を集計

※複数回答のため、件数の合計が事例の数より多くなります。

※割合（％）は事例数から算出しているため、合計100%を超えています。

## (8) 虐待事例の対応状況

令和4（2022）年度に対応した被虐待高齢者 139 人（前年度以前からの継続案件を含む）のうち、緊急的かつ一時的に虐待者から分離したのは 26 人（18.7%）、分離を行わなかったのは 82 人（59.0%）で、そのうち経過観察（見守り）以外の対応をしたのは 72 人です。多くの事例で、単なる経過観察にとどまることなく、介護保険サービスのケアプランの見直しや新規導入等、何らかの介入を行っています。なお、施設での保護や環境改善等により、年度内に対応を終結したのは 43 人（30.9%）、支援を継続しているのは 96 人（69.1%）です。翌年度以降も終結せずに継続となるケースが増えており、案件が長期化している傾向が見られます。

また、令和4（2022）年度に緊急一時保護を行った9人のうち、虐待による保護は3人、徘徊による保護は6人、保護した延べ日数は416日で、コロナ禍の保護件数は減少していますが、それまで医療や福祉サービスにつながっていない高齢者が多く、保護後の医療機関の受診などの調整に時間を要しています。

## 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待

※「養介護施設従事者等」とは、介護老人福祉施設などの養介護施設又は居宅サービス事業など、養介護事業に従事する者です。

高齢者虐待防止法では、施設の設置者や事業の実施者は養介護施設従事者等（以下「介護従事者」という。）による虐待を防止するとともに、介護従事者による虐待を発見した場合には区市町村に報告すると定めています。

厚生労働省は全国の区市町村と都道府県を対象に「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」を平成18（2006）年度から毎年公表しています。それによると介護従事者による虐待件数は令和元（2019）年度 644 件、令和2（2020）年度 595 件、令和3（2021）年度 739 件、令和4（2022）年度 856 件となっています。

【表 11】 介護従事者による虐待（件）

	相談・通報 （全国）	虐待判断 （全国）	相談・通報 （葛飾区）	虐待判断 （葛飾区）
令和元（2019）年度	2,267	644	2	0
令和2（2020）年度	2,097	595	4	0
令和3（2021）年度	2,390	739	5	1
令和4（2022）年度	2,795	856	8	3

※厚生労働省「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（令和元（2019）年度～令和4（2022）年度）」から抜粋

厚生労働省「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（令和4（2022）年度）」によると、介護従事者による高齢者虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 480 件（56.1%）と最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が 197 件（23.0%）となっています。

虐待の事実が確認された施設・事業所をみると、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 274 件（32.0%）と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 221 件（25.8%）、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が 102 件

(11.9%)、「介護老人保健施設」が90件(10.5%)です。

養介護施設従事者等による被虐待高齢者として特定された1,406人のうち、女性は1,008人で全体の71.7%を占めています。年齢は85～89歳が335人(23.8%)で最も多く、90～94歳が330人(23.5%)と続きます。

葛飾区においては、令和3(2021)年度に訪問介護の事業所で1件(身体的虐待)、令和4(2022)年度に訪問看護の事業所で1件(心理的虐待)、認知症対応型共同生活介護で1件(身体的虐待)、特別養護老人ホームで1件(身体的虐待)の虐待判断がありました。

介護従事者による高齢者虐待は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」が主な発生要因ですが、夜間の徘徊や呼び出し、頻繁なおむつ替え等その都度対応が必要なケースもあり、虐待を職員個人の問題とせず組織の問題として捉えていくことが重要です。

また、介護保険法に基づく運営基準の改正により、令和6年4月1日から全ての介護サービス事業者を対象に、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、確実な体制整備が構築されるよう、区としても関与していきます。

### 3 セルフ・ネグレクト(自己放任)

※高齢者のセルフ・ネグレクト(自己放任)とは、在宅で「高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」(津村千恵子「セルフ・ネグレクト防止活動に求める法的根拠と制度的支援(『高齢者虐待防止研究』2009)」)をいいます。

令和4(2022)年度緊急一時保護した高齢者9人のうち、不適切な生活環境等が確認されたのは6人です。近親者が死亡したり長期入院で不在になるなどの生活状況の急激な変化、認知症やその他の病気がきっかけで食事が摂れなくなってしまうなど、原因は様々です。

地域社会から孤立しているために衰弱まで至るケースが見られます。高齢者自身が地域社会に関わりやすい環境づくりとともに、地域社会も高齢者を緩やかに見守り、気になることがあれば早期に相談できる体制が必要です。

## 4 消費者被害

令和4（2022）年度に葛飾区消費生活センターが受け付けた相談者の年齢別件数では、60歳代が令和3（2021）年度より32件、70歳代は14件の増加になっており、相談者全体の約27%を占めています。

令和4（2022）年度消費者被害の商品・サービス別の主な内容の1位は「商品一般」の276件で、これは還付金詐欺などの相談が多かったことが主な要因です。続いて、「化粧品」が273件で、化粧品を通信販売で購入した際に定期購入になってしまったという相談が急増したためであり、令和3（2021）年度に比べると102件増加しています。

【表12】葛飾区消費生活センターが受け付けた相談者の年齢別件数

	全相談数	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
令和元 (2019)年度	3,769	559 (14.8%)	675 (17.9%)	265 (7.0%)	5 (0.1%)
令和2 (2020)年度	3,869	517 (13.4%)	500 (12.9%)	254 (6.6%)	17 (0.4%)
令和3 (2021)年度	3,520	469 (13.3%)	442 (12.6%)	292 (8.3%)	12 (0.3%)
令和4 (2022)年度	3,524	501 (14.2%)	456 (12.9%)	265 (7.5%)	17 (0.5%)

出典：産業経済課

## 5 成年後見制度（区長による審判申立）

※認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断する能力が十分ではない場合に、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

令和4（2022）年度に成年後見制度の区長による審判申立（以下「区長申立」という。）を行った78件のうち、虐待を理由とするものは14件（17.9%）で、令和2（2020）年度以降は増加しています。

成年後見制度の区長申立は、認知症等で判断能力が十分ではないが、後見等の申立を行う親族がない場合に、区長が家庭裁判所に後見等開始の審判申立を行う制度です。虐待事例について区長申立を活用するケースが増えていることに加え、家族や親族関係、財産等の権利関係が複雑であるなど、法律面からの支援を必要としている事例も増えています。権利擁護サービスを活用するほか、適切な相談窓口や専門機関につないでいくことが重要です。

【表13】区長申立

	件数	うち被虐待者
令和元（2019）年度	53	4（7.5%）
令和2（2020）年度	53	6（11.3%）
令和3（2021）年度	60	7（11.7%）
令和4（2022）年度	78	14（17.9%）

## 第3部 第6期計画の目標

第6期計画は、第5期計画の取組を踏まえつつ、次の5つの目標のもと、高齢者支援に関わる機関が連携して取り組みます。

### 1 虐待を防止する

高齢者虐待は、複数の要因が重なり合って発生します。高齢者の支援を行う各機関は虐待につながるリスク要因を早期に発見し、適切な支援を行うことにより虐待を防止します。また、高齢者本人や介護等を行う世帯が地域で孤立しないように支援することが必要であり、認知症をはじめとした虐待の要因や虐待を取り巻く背景、虐待を発見した場合の対応等について、区民に広く理解を求めていくとともに、高齢者の社会参加等を推進します。

### 2 早期発見・相談支援体制を充実する

高齢者本人や家族のほか、周囲の人が気軽に相談できる体制を整え、高齢者虐待を早期に発見します。また、虐待の相談・通報を受けた後に関係機関が連携しながら速やかに支援を行うことで、問題が深刻化することを防ぎます。

### 3 養護者等を支援する

高齢者虐待の発生要因として「被虐待者の認知症の症状」のほか、「介護力の低下や不足」「知識や情報の不足」「介護疲れ・介護ストレス」など、養護者自身に支援が必要な背景があります。認知症高齢者を介護している世帯や高齢者以外の家族に支援が必要な家庭等、介護負担の大きい世帯への支援に重点的に取り組むとともに、関係機関が連携して高齢者と家族が孤立しないように支援します。

また、認知症に関する正しい理解についての普及啓発に取り組み、認知症高齢者本人に加え、介護を担う養護者が生活しやすい地域づくりを目指します。

### 4 高齢者の安全・安心を確保する

虐待が発生した場合には、虐待を受けている高齢者を適切に保護し、本人の安全を確保します。本人の自己決定を尊重するとともに、虐待を受けた高齢者が認知症等で判断能力が十分ではない場合、必要に応じて成年後見制度や福祉サービスの利用、財産管理などの権利擁護サービスを活用し、高齢者の権利を擁護します。

高齢者自身が自分の権利を守っていく意識も必要であり、成年後見制度の利用や権利擁護支援等について制度の周知を図ります。

さらにセルフ・ネグレクトについては、高齢者が地域と関わりやすい環境づくりとともに早期発見につながるよう、相談窓口の周知と見守り体制づくりを推進します。

### 5 多職種連携を強化する

高齢者虐待は複数の要因が重なり合って発生することから、関係機関の多職種が相互に連携して高齢者と養護者や家族を支援することにより、早期に問題を解決し、虐待の再発を防止します。

また、虐待事例の検証等を行うことにより、虐待の判断や虐待を受けた高齢者と家族の支援について、関係機関で情報を共有し、相互に専門性を高め、連携を強化します。

## 第4部 第6期計画の重点施策

第6期計画では、次の4つについて重点的に取り組みます。

### 重点1 孤立しない地域づくり

高齢者が社会参加や介護予防、健康づくり等の活動に参加しやすい環境づくりを推進するため、活動場所の周知や活動の相談ができる窓口の体制強化を図り、高齢者が地域の中でつながりを持ち、生活に困難が生じるようになってからも早期に気づきあえる地域づくりを支援します。

また、セルフ・ネグレクトの方への支援として、出前講座等を活用した普及啓発に努めるほか、地域の方が早期に相談できるよう、窓口の周知と見守り体制づくりを推進します。

### 重点2 認知症対策の推進

認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、「認知症サポーター養成講座」等を実施し、幅広い世代に対して認知症に関する普及啓発に取り組みます。

また、「もの忘れ予防健診」や「もの忘れ相談会」の実施を通じて、認知症を早期に発見し、認知症の人や家族を支援する体制を強化するとともに、判断能力が十分ではない高齢者を保護し支援するために、成年後見制度を活用するなど、適切な権利擁護支援につなげます。

### 重点3 養護者支援の強化

高齢者を介護している養護者に対して、「家族介護者ほっとあんしんダイヤル」「家族等介護支援事業」「おうちで学ぶ快適介護（訪問レッスン）」「家族介護者教室」「家族会」の利用促進を図り、身体的・精神的負担を和らげるなど家族介護者への支援の充実を図ります。

また、複合的な課題のある世帯に対して、属性、世代、相談内容等に関わらず、相談を幅広く受け止め、適切な養護者支援を行います。

### 重点4 養介護施設従事者等による虐待防止

養介護施設従事者等による高齢者虐待について、介護従事者を対象とした権利擁護や虐待、介護技術のスキルアップ研修を実施し、虐待防止に向けた普及啓発を図ります。

## 第5部 第6期計画期間の具体的取組

第6期計画期間の5つの目標に基づき、高齢者の支援や虐待の防止に関わる関係機関が相互に連携・協働して取り組む事項を次のとおり定めます。

1 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会																				
役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止に関わる関係機関の代表者による協議体として、虐待防止に向けた各種施策の普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種相互の連携を強化します。</li> </ul>																			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内で発生した虐待事例に関する情報を共有し、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に参加する各機関相互の連携を促進します。</li> <li>本計画の推進状況の報告を受け、個別の課題や各機関にまたがる課題について検討します。</li> </ul> <p>(活動目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6 (2024)年度</th> <th>令和7 (2025)年度</th> <th>令和8 (2026)年度</th> <th>令和9 (2027)年度</th> <th>令和10 (2028)年度</th> <th>令和11 (2029)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者虐待防止 ネットワーク 運営委員会 (開催回数)</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>							令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	高齢者虐待防止 ネットワーク 運営委員会 (開催回数)	2回	2回	2回	2回	2回	3回
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度														
高齢者虐待防止 ネットワーク 運営委員会 (開催回数)	2回	2回	2回	2回	2回	3回														

## 2 高齢者支援課

役割・機能

- 虐待の未然防止・再発防止強化と見守りに関する普及啓発を行います。
- 虐待を防止するため、社会参加や介護予防活動を通じて高齢者が孤立しない地域づくりを推進します。
- 認知症高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、幅広い世代に対して認知症に関する正しい理解を広めるための普及啓発に取り組むとともに、認知症を早期に発見し、認知症の方やその家族を支援する体制を強化します。
- 高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）と共に速やかに事実確認を行います。虐待又は虐待が疑われると判断した場合は、その緊急性に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。
- 高齢者のみならず、養護者や家族等への支援を行います。
- 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の事務局として、関係機関の連携促進と対応方法の調整を担います。

取組内容

- **虐待、セルフ・ネグレクトに関する関係機関や区民への啓発**  
虐待やセルフ・ネグレクトについて、関係機関の職員に対して研修会等を実施するほか、出前講座を活用するなど区民への普及啓発に取り組みます。

（活動目標）

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
虐待防止研修 (開催回数)	2回	2回	2回	2回	2回	2回

- **孤立しない地域づくり**  
高齢者が社会参加や介護予防、健康づくり等の活動に参加しやすい環境づくりを推進するため、介護予防事業における地域の自主グループの育成・支援を行います。また、生活支援体制整備事業を活用し、地域の活動情報の収集や活動場所の周知を図ります。さらに、高齢者が活動したい場所や、自主活動の支援相談について総合的に対応できる窓口体制を強化します。



■ 認知症普及啓発、早期発見・早期支援、認知症高齢者徘徊対策

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター養成講座を開催し、幅広い世代に対して認知症に関する正しい理解を広めるための普及啓発に取り組みます。

(活動目標)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
認知症サポーター 養成講座 (開催回数)	84回	84回	84回	84回	84回	84回

(2) もの忘れ予防健診

認知症の疑いのある方を早期に発見し、医療や介護等の適切な支援につなげるため、葛飾区医師会と連携して問診と簡易検査によるもの忘れ予防健診を実施します。併せて、生活上の悩みや困りごとがある方は高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の相談支援につなげます。

(活動目標)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
もの忘れ予防 健診事業 (受診者数)	4,400人	4,400人	4,400人	4,400人	4,500人	4,500人

(3) おでかけあんしん事業

認知症により徘徊し自宅に戻れなくなる、あるいは事故等に巻き込まれる恐れのある高齢者を早期に発見し保護することで、高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげます。

(活動目標)

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
おでかけ あんしん事業 (登録件数)	1,050件	1,150件	1,250件	1,350件	1,450件	1,550件

■ 緊急一時保護

虐待を受け緊急に保護を要する高齢者及び徘徊高齢者の安全を確保するため、緊急保護施設で保護します。

■ 老人福祉法の措置

(1) 養護老人ホームへの措置

家族からの虐待により保護する必要があると認められる場合等に、措置により高齢者を一時的に養護老人ホームで保護します。

(2) やむを得ない事由による措置

家族から虐待を受けている場合や認知症、その他の理由により判断能力が十分ではない、又は本人に代わる家族がいない場合など、契約によって必要な介護サービスを受けることが困難な高齢者に、措置による介護サービスを提供します。

＜措置することができる介護サービスの種類＞

特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等

■ 高齢者虐待防止法に基づく立入調査・面会制限

(1) 立入調査

高齢者虐待防止法第11条に基づき、養護者による虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、高齢者支援課は虐待を受けている高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問を行います。

また、高齢者虐待防止法第12条第2項に基づき、高齢者支援課は立入調査を実施する場合、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めます。

(2) 面会制限

高齢者虐待防止法第13条に基づき、老人福祉法に規定される養護老人ホームや特別養護老人ホームなどへの措置を実施したとき、区長又は施設長は高齢者虐待を行った養護者に対し、高齢者への面会を制限します。

■ 成年後見制度の活用（区長申立）

認知症等で判断能力が十分ではない高齢者の権利を擁護するため、成年後見開始の審判申立を行う2親等以内の親族が存在せず、又は親族による審判申立が期待できない場合について、区長が家庭裁判所に審判申立を行います。

■ 養護者支援

(1) 相談窓口の周知

身近な相談窓口として、高齢者見守り相談窓口（高齢者支援課）や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を区民に周知します。

(2) 家族介護者ほっとあんしんダイヤル

介護に関する悩みや困り事など、高齢者を介護している家族などからの相談に、看護師などの専門職が電話で応じます。

(3) 家族等介護支援事業

養護者の休息や冠婚葬祭等のため、高齢者を小規模多機能型居宅介護事業所や特別養護老人ホームでお預かりし、「通い」「泊り」の介護サービスを提供します。

(4) おうちで学ぶ快適介護（訪問レッスン）

在宅で高齢者等を介護している養護者に対し、日頃困難に感じている介護について、ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護に関する知識や技術のアドバイスをします。

(5) 家族全体に対する支援

- ・保健所、保健センター等との連携強化

養護者による高齢者虐待は、介護ストレスだけでなく、養護者自身の障害や疾病、精神的不安定が要因となっていることもあることから、高齢者の安全確保を最優先としつつ、養護者の福祉・医療的な支援につながるよう保健所・保健センターや医療機関との連携を強化します。

- ・生活困窮者や複合的な課題を持つ世帯への支援

養護者による高齢者虐待は、養護者自身が様々な問題を抱えており、高齢者世帯から自立することが困難になっている事例が見られます。経済的困窮のみにとどまらない複雑な問題を抱えている場合もあり、これらに対して、福祉事務所やくらしのまるごと相談課と連携し、具体的な支援につなげます。

■ 虐待事例検証会議の開催

虐待の判断や虐待を受けた高齢者と家族の支援について、高齢者支援課や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等の虐待対応の中核となる機関で情報を共有し、相互に専門性を高め、連携を強化します。

（活動目標）

	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
虐待事例 検証会議 (開催回数)	2回	2回	2回	2回	2回	2回

### 3 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">役割・機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中核機関として高齢者虐待に関する相談・通報を受け付け、関係機関及び多職種との連携を促進・強化します。</li> <li>■ 虐待を未然に防止できるよう、家庭内における権利意識の啓発、介護の知識や介護サービスの活用など、養護者の負担軽減のための支援に取り組みます。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>総合相談事業</b>              高齢者とその家族、近隣の人たちの身近な相談機関として、生活に関する様々な相談支援を充実させ、虐待の防止・早期発見に努めます。</li> <li>■ <b>権利擁護業務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待が疑われる場合は、速やかに実態把握などを行い、高齢者支援課に報告します。必要な場合には高齢者支援課と共に訪問調査を行います。</li> <li>・ 虐待が疑われる事例を担当している居宅介護支援事業所（介護支援専門員）、民生委員等から相談・通報を受け付け、関係機関の協力を得ながら、問題解決を図ります。</li> <li>・ 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明や、申立にあたって関係機関を紹介します。申立を行う親族がない場合、区長申立につなげます。</li> <li>・ 高齢者からの消費者被害の相談に応じるほか、消費者被害防止に関する普及啓発に取り組みます。また、消費生活センターや警察と連携し、居宅介護支援事業所（介護支援専門員）、民生委員等の関係機関に情報提供することで、消費者被害を防止します。</li> </ul> </li> <li>■ <b>認知症総合支援事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者を介護している世帯等、高齢者虐待のリスクが高い世帯への支援を重点的に行い、虐待を防止します。</li> <li>・ 「もの忘れ相談会」を開催し、葛飾区医師会の認知症サポート医による本人・家族や介護支援専門員を対象とした個別相談会の中で、認知症が疑われる高齢者を医療機関につなぎます。</li> <li>・ 「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を開催し、認知症の方やその家族、地域の方々とのつながりの場を作ります。</li> </ul> </li> <li>■ <b>家族介護者支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家族介護者教室                      要介護高齢者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、介護サービス等の活用方法の習得を内容とした教室を開催します。</li> </ul> </li> </ul>

(2) 家族介護者の交流支援

高齢者を介護する家族等が集まり、情報交換や交流等を行う会の育成及び支援を行います。

(3) 認知症家族会

「認知症家族会」を運営又はサポートし、認知症高齢者を介護する家族が、家族の悩みを共有する場を設けることで、家族の介護ストレスの軽減や、認知症に関する理解の促進を図ります。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを行うことができるように個別指導や相談に応じる等、個々の介護支援専門員をサポートします。
- 居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、高齢者虐待に関する知識・理解の啓発などの研修を通して、啓発活動を行います。

## 4 介護保険課

役割・機能

- 介護保険制度を分かりやすく案内する事により、養護者の介護への不安を解消します。また、養介護施設従事者等による要介護・要支援者への虐待に関する相談や通報を受けた場合には、高齢者虐待防止法第 24 条に基づき、高齢者支援課と連携し対応します。
- 介護サービス事業所への指導や監査等を行うとともに、介護人材の確保事業を推進します。

取組内容

- **介護保険制度の周知**  
「広報かつしか」やホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、職員による区民向け講座、介護サービス事業所が行う研修の支援などにより介護保険制度の普及を図り、区民サービスの向上に努めます。
- **介護サービス事業者の育成支援やサービス内容への助言**  
サービスの質の向上のための支援として、介護支援専門員や介護職員などに対する研修を実施します。
- **介護サービス事業者に対する指導・監査の実施**  
介護サービスの質の確保及び向上、介護サービスの利用者の保護、高齢者虐待防止を目的として、介護保険法第 23 条及び第 76 条に基づき指導・監査を実施します。
- **介護人材の確保**  
介護人材の確保事業「福祉のしごと大発見」などの人材確保イベントのほか、介護資格取得者に対する受講費用の助成、区独自の制度に国の「介護に関する入門的研修」を内包した「生活介護員養成研修」等の人材確保事業を実施します。また、介護サービスの質の向上を目的とした、介護人材スキルアップ研修を実施します。

(活動目標)

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
介護職員等 レベルアップ研修 (開催回数)	10回	10回	10回	10回	10回	10回
介護支援専門員 レベルアップ研修 (実施内容)	3日間 1コース	3日間 1コース	3日間 1コース	3日間 1コース	3日間 1コース	3日間 1コース
主任介護支援専門員 レベルアップ研修 (実施内容)	3日間 1コース	3日間 1コース	3日間 1コース	3日間 1コース	3日間 1コース	3日間 1コース

## 5 保健所・保健センター

役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ころとからだの健康についての相談を受け付けることにより、高齢者とその家族の支援を行います。</li> <li>■ 高齢者を介護する家族が精神的・身体的課題を抱えている場合、高齢者だけでなく、その家族のころとからだの健康相談や医療機関受診に向けた調整を行います。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>健康相談</b> 地域における保健活動の拠点として、区内全域の相談を受け、迅速に保健師が相談に応じます。</li> <li>■ <b>ころの健康相談</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神的に不安定な状態にある本人や家族などから「ころの健康」について相談を受け付けるとともに、その対応や治療について支援します。</li> <li>● 保健師による健康相談（随時）、精神科医師による相談（予約制）を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師による健康相談：随時</li> <li>・精神科医による相談：保健所、保健センターにて予約受付</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■ <b>健康ホットラインかつしか</b> 健康に関する相談を受け付け、必要に応じて保健センターに引き継ぎます。</li> <li>■ <b>医療機関、都立精神保健福祉センター等との連携・調整の対応</b> 医療機関、都立精神保健福祉センター等との連携が必要な場合については、保健所が主体となり、連携・調整を行います。</li> <li>■ <b>虐待への対応</b> 高齢者虐待が疑われるケースを発見した場合は、関係機関と連携し対応します。また、再発防止に向けて高齢者とその家族の支援を行います。</li> </ul>

## 6 福祉事務所（西生活課・東生活課）

役割・機能	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 生活保護法に基づいて、要保護者に対する支援を行います。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>生活に困窮する世帯に対する保護</b> 高齢者虐待は経済的困窮が発生要因となる場合があり、困窮世帯に対し、生活保護法に基づいてその困窮の程度に応じた必要な保護を行います。</li><li>■ <b>生活保護受給世帯からの高齢者虐待の相談・通報</b> 生活保護受給世帯からの高齢者虐待の相談・通報を受けた場合には、速やかに高齢者支援課と連携して実態把握などを行い、必要に応じて指導を行います。</li></ul>



## 7 暮らしのまるごと相談課

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">役割・機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。</li> <li>■ 就労の状況、心身の状況、地域からの孤立といった生活困窮者個人の状況に応じ、早期に生活困窮者自立支援事業を受けられるよう自立相談支援窓口を設置し、自立促進を図ります。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>暮らしのまるごと相談事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 暮らしのまるごと相談窓口（包括的相談支援事業） 個人や世帯、家族が抱える多様な課題を福祉等の専門職がまるごと受け止め、寄り添いながら状況を把握し、解決方法を一緒に考え、支援します。</li> <li>(2) 出向く支援の実施（アウトリーチ等事業） 潜在的な課題を抱えつつも、自ら相談することが難しい方などに、自宅への訪問（アウトリーチ）等により積極的に働きかけて、信頼関係を築きながら相談や支援につなげます。</li> <li>(3) つながり続ける支援（伴走支援） すぐに解決が困難な複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、寄り添いながら現状を把握し、継続的な関わりを実施します。</li> <li>(4) 支援関係機関による連携支援（多機関協働事業） 暮らしのまるごと相談窓口や、支援関係機関等で把握した相談のうち、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、支援会議（社会福祉法第106条の6）等の仕組みを活用して、情報共有や支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等の調整を行い、チームで世帯を支援します。</li> <li>(5) 地域参加支援の実施（参加支援事業） 本人・世帯のニーズや抱える課題を把握したうえで、必要に応じて、地域のボランティア団体等の活動への参加について調整し、参加支援を行います。</li> </ul> </li> <li>■ <b>生活困窮者自立支援事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や養護者等の自立を支援するために、就労可能な方の個性や特性に合わせた適切な就労支援を行います。</li> <li>・ 生活困窮者の相談に応じ、一体的かつ計画的に就労支援及び住居確保給付金の支給、家計改善支援などを行い、生活困窮者の自立を早期に支援します。</li> </ul> </li> <li>■ <b>虐待への対応</b> 支援の過程で高齢者虐待の可能性に気付いた場合、高齢者支援課と連携して実態把握などを行い、関係機関による支援につなげます。</li> </ul>

## 8 男女平等推進センター

<b>役割・機能</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 女性（一部、男性対象）が抱える様々な悩みや問題の解決、軽減を図るためにカウンセラーや弁護士等の専門家が相談に応じ、必要に応じて他の関係機関につなげます。</li> <li>■ 配偶者等からの暴力の防止や被害者に関する区民の意識向上を図ります。</li> </ul>														
<b>取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>DV防止・啓発事業</b>                      配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護に関するパンフレットの作成・配布や講演会等を実施し、区民の意識向上を図ります。                      （活動目標）                 </li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 12.5%;">令和6 (2024)年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和7 (2025)年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和8 (2026)年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和9 (2027)年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和10 (2028)年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和11 (2029)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DV防止啓発講座・講演会 (開催回数)</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">4回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>法律相談</b>                      離婚、その他法律上のトラブルについて弁護士が相談に応じます（要予約）。</li> <li>■ <b>悩みごと相談</b>                      夫婦、子ども、家族、同僚との関係など、心の悩みについてカウンセラーが相談に応じます（要予約）。</li> <li>■ <b>配偶者等からの暴力相談（DV相談）</b>                      配偶者等からの暴力の相談を受けた場合、被害者の相談に心理カウンセラーが応じます（要予約）。                      なお、被害者の状況に応じてDV被害者相談の証明業務を行い、被害者の医療保険や年金の申請を支援するとともに、裁判所から提出書面を求められた場合に必要な書面を作成するなど、被害者の安全を図ります。</li> </ul>		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	DV防止啓発講座・講演会 (開催回数)	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度									
DV防止啓発講座・講演会 (開催回数)	4回	4回	4回	4回	4回	4回									

## 9 消費生活センター

役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費者安全法に基づき、契約時のトラブルやクーリング・オフ、多様化した悪質商法、商品の品質、個人情報の取り扱いなど消費生活全般の相談に応じます。</li> <li>■ 消費者の自立を支援するための啓発講座・情報提供を随時行います。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>消費生活相談</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約のトラブル、クーリング・オフ、悪質商法などについて、専門の消費生活相談員が相談に応じます。</li> <li>・ 必要に応じて高齢者支援課や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）と連携し、相談・支援を行います。</li> </ul> </li> <li>■ <b>消費生活情報の提供、消費教育の実施</b> <p>高齢者を狙った悪質商法による消費者トラブルなどの消費生活情報を、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）をはじめとした関係機関等に情報提供するほか、高齢者を対象とした消費者教育を実施し、被害の拡大を防ぎます。</p> </li> </ul>

## 10 民生委員・児童委員

役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に密着した支援を行う中で、高齢者虐待が疑われる世帯を把握しやすい立場にあります。また、地域の身近な相談役として、高齢者や養護者の孤立を防ぎます。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>身近な窓口としての相談</b> <p>地域の身近な相談窓口として担当地域内の実情を把握します。</p> </li> <li>■ <b>ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の見守り</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々の生活に密着した支援を行う中で、高齢者やその家族の異変に気づき、虐待が疑われる世帯を早期に発見します。</li> <li>・ 認知症高齢者を介護している世帯等、高齢者虐待のリスクが高い世帯の見守りを行います。</li> </ul> </li> <li>■ <b>相談・通報</b> <p>高齢者虐待やセルフ・ネグレクトが疑われる場合は、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や高齢者支援課に相談・通報し、連携しながら世帯の支援を行います。</p> </li> </ul>

## 1 1 居宅介護支援事業所（介護支援専門員）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">役割・機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者や家族の身近な相談機関として、虐待の防止と早期発見に努めます。また、介護が必要となった場合にケアプランの作成、介護保険サービスや介護保険以外のサービスの調整、ケアプランのモニタリング等を通して高齢者の介護を支援します。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>介護を必要とする世帯への支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族とともに地域での生活を支援していく中で、介護している世帯について過度な介護ストレスが生じていないか等のアセスメントを十分に行います。</li> <li>・ 認知症高齢者を介護している世帯等、高齢者虐待のリスクが高い世帯への認知症に対する理解や高齢者への接し方等の情報提供、介護サービス等の情報提供を通して虐待を防止します。</li> <li>・ ストレスをため込まないようなケアプランを組み立てることで、介護している世帯全体の負担軽減を図ります。</li> </ul> </li> <li>■ <b>ケアプランの見直し</b> サービス開始後、定期的にモニタリングを行い、高齢者の状態や養護者の変化に応じて随時ケアプランの見直しを行います。</li> <li>■ <b>高齢者を含む世帯全体の課題発見</b> 世帯全体を見ることで、高齢者だけではなく世帯全体の課題を早期に発見し、適切な相談窓口につなげて連携します。</li> <li>■ <b>早期相談・早期通報</b> 高齢者虐待が疑われる場合には、速やかに担当地区の高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や高齢者支援課に相談・通報し、連携しながら問題の解決を図ります。</li> </ul>

## 12 介護サービス事業者

役割・機能

- 高齢者の日々の生活の安定と、養護者の介護負担を軽減します。また、日々の支援を通して高齢者とその家族の異変に気づき、虐待の早期発見を行います。

取組内容

- **高齢者への適切な支援**  
高齢者の状況に合わせた適切な支援を行うことで、生活の安定を図るとともに、養護者への適切な声掛けや見守りを通して、介護ストレスを軽減します。
- **養護者による虐待の早期発見・相談・通報**  
養護者による高齢者虐待が疑われる場合は、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や高齢者支援課に相談・通報し、連携しながら問題の解決を図ります。
- **養介護施設従事者等による虐待の発見・相談・通報**  
養介護施設従事者等による虐待が疑われる高齢者を発見した場合は、速やかに介護保険課又は高齢者支援課に相談・通報します。
- **養介護施設従事者等による虐待防止措置**  
高齢者虐待防止法（第20条）に基づき、養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するための措置として、研修の実施や苦情処理の体制整備、その他高齢者虐待の防止のための措置を講じます。
- **情報提供**  
認知症高齢者を介護している世帯等、高齢者虐待のリスクが高い世帯へ介護サービスや介護支援に関する情報提供を通して、虐待の防止に努めます。

### 1 3 葛飾区社会福祉協議会

<b>役割・機能</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 「共に支えあう福祉のまちづくり」を目指し、高齢者をはじめ支援が必要な方に対して様々な支援活動や事業を推進します。</li><li>■ 小地域福祉活動やしあわせサービス事業などを通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためのお手伝いをします。</li></ul>
<b>取組内容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>支援体制の整備</b> 地域福祉を推進する組織として、支援に結び付いていない人について、地域に密着したアウトリーチ（訪問支援）による支援を行います。</li><li>■ <b>高齢者虐待が疑われる場合</b> 高齢者虐待が疑われる場合には、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や高齢者支援課に相談・通報し、連携しながら問題の解決を図ります。</li></ul>

## 14 葛飾区成年後見センター

役割・機能

- 地域福祉権利擁護事業による高齢者の自立生活支援に加え、認知症高齢者等を法的に守る成年後見制度の利用相談や法人後見の受任、市民後見人の育成等の取組を総合的に進めます。
- 高齢者虐待が疑われる世帯を発見した場合には、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や高齢者支援課の支援につなげ、連携して対応します。
- 認知症等で判断能力が十分ではない高齢者に、日々の金銭管理や福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用支援を通して、権利擁護を行います。

取組内容

- **訪問援助事業（地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業）**  
 おおむね65歳以上の高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、通帳等の預かりを行います。（利用にあたっては、葛飾区社会福祉協議会と契約が必要です）
- **相談事業・成年後見制度利用支援事業**
  - (1) 相談  
 福祉サービスに関する相談、財産の管理等に関する相談、成年後見制度に関する相談、福祉サービスの利用に際しての苦情等について、窓口や電話で相談を行うほか、成年後見制度に関する相談や利用（申立）手続きについて、区民相談室（区役所本庁舎2階）の窓口において、職員が相談に応じる区民相談室出張相談を行います（要予約）。  
 また、福祉サービスに関する権利侵害、成年後見制度の利用、遺言・相続等について、弁護士と司法書士による専門的な相談を行います（要予約）。
  - (2) 成年後見等申立支援  
 成年後見等の申立人に対して申立書類の作成支援を行います。身寄りがいない等、区長申立が必要な場合は、高齢者支援課と連携を図ります。
  - (3) 検討支援会議  
 弁護士・司法書士等の専門職からなる検討支援会議で後見申立の必要性の検討や後見人等候補者の調整等を行います。
  - (4) 法人後見・後見監督の受任  
 葛飾区社会福祉協議会が法人として成年後見人等や成年後見監督人を受任します。
  - (5) 市民後見人の養成  
 市民後見人の養成講座を実施し、市民後見人候補者を育成します。
  - (6) 助成事業  
 低所得者等を対象に成年後見制度の申立経費・後見報酬の助成や訪問援助事業の利用料の減免を行います。

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>高齢者虐待が疑われる場合</b>          高齢者虐待が疑われる場合には、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や高齢者支援課に相談・通報し、連携しながら問題の解決を図ります。</li> </ul>
------	---

15 医療機関	
役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医師、看護師や医療福祉相談員等を通して虐待を早期に発見し、支援を担当する機関に引き継ぎます。</li> <li>■ 被虐待者及び養護者の状況や心情を理解し、受容することでお互いの信頼関係を築き、支援します。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>虐待防止</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけの医師や看護師より、認知症等への適切な対応を伝えることにより、養護者のストレスを軽減し、虐待を防止します。</li> <li>・本人、家族、関係機関からの認知症に関する医療相談に応じるとともに、認知症疾患医療センターでは、状況に応じて適切な医療機関等の紹介を行います。診察や各種検査の他、進行度の判断等も行い、通院が困難な場合は訪問相談にも応じて本人や養護者の不安を取り除きます。</li> </ul> </li> <li>■ <b>虐待発見</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業所等関係機関との連携を強化し、情報の共有を図ります。</li> <li>・不審なけがや痣（あざ）、急激な体重の減少や栄養失調等から、虐待の兆候を早期に発見します。</li> <li>・高齢者虐待が疑われる場合は、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）や高齢者支援課に相談・通報し、連携しながら問題の解決を図ります。</li> </ul> </li> </ul>



## 16 認知症疾患医療センター

役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認知症に関する専門知識を有する相談員（精神保健福祉士等）が本人、家族、関係機関からの認知症に関する医療相談に対応するとともに、地域の医療機関、介護事業所等への支援及び医療・介護連携を推進します。</li> </ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>専門医療相談</b> 認知症の専門の医師、精神保健福祉士、保健師等の相談員が、本人・家族・関係者の相談を受け、関係機関と連絡調整を行いながら認知症に関する医療相談に応じます。受診が困難な方についての相談を受けた場合は、かかりつけ医や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等と連携して早期の診断に結び付けるよう努めます。</li> <li>■ <b>鑑別診断</b> 認知症かどうかを専門の医師が診察・診断します。また、成年後見制度における鑑定書の作成、運転免許証更新の際の認知症診断書作成、薬の調整等を行います。状況に応じて認知症高齢者のレスパイト入院を勧めます。</li> <li>■ <b>身体合併症、行動・心理症状への対応</b> 認知症の様々な症状に対応できるよう、地域全体での受入を促進していきます。</li> <li>■ <b>地域連携</b> 高齢者支援課、葛飾区医師会や高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等との連携体制を構築し、認知症の方の支援に携わる関係者のネットワークづくりを推進します。</li> <li>■ <b>人材育成</b> 高齢者支援課、葛飾区医師会等の関係機関が実施する研修に講師を派遣し協力するとともに、研修会等を実施します。</li> <li>■ <b>初期集中支援チーム事業</b> 認知症が疑われる方や認知症の方に対して、医療機関の受診が困難な場合などに、相談員・専門医等が自宅を訪問して相談に応じ、病院受診や介護サービスの利用、家族支援などを、包括的・集中的に行う初期集中支援チームが配置されています。</li> </ul>

## 17 警察署（葛飾警察署・亀有警察署）

役割・機能	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 高齢者の生命又は身体に危険が生じている疑いがある場合は、安全確保を最優先に対応します。</li></ul>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>被害者に対する措置</b> 高齢者虐待が疑われる場合は、直ちに状況を把握し、事態に応じて被害高齢者の保護対策等を講じます。</li><li>■ <b>加害者に対する措置</b> 事態に応じて、加害者の検挙等を行います。</li><li>■ <b>高齢者支援課への通報</b> あらゆる警察活動を通じて、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに高齢者支援課へ通報します。</li><li>■ <b>高齢者支援課からの援助依頼への対応</b> 援助依頼を受けた事案内容に適した援助に努めます。</li><li>■ <b>関係機関等との連携</b> 関係機関等との連携を強化し、事案対応後も被害高齢者の立場に立った的確な措置を講じます。</li></ul>

# 資料編

## 葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 名簿

(令和5(2023)年度)

◎委員長 ○副委員長

選出分野	氏名	所属
福祉部長	◎新井 洋之	葛飾区福祉部
学識経験者	松下 年子	一般社団法人日本高齢者虐待防止学会
医師	小村 憲一	葛飾区医師会
民生委員児童委員	長坂 三重子	葛飾区民生委員児童委員協議会
警察署職員	小岩井 康裕	葛飾警察署生活安全課
	茨本 浩嗣	亀有警察署生活安全課
公益社団法人東京社会福祉士会	○高橋 智子	公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室
介護支援専門員	鈴木 恵里子	株式会社トーリツ
介護サービス事業者(訪問介護)	岡田 進	有限会社あさひ介護センター
介護サービス事業者(訪問看護)	房野 まゆみ (令和5(2023)年9月30日まで)	のぞみ訪問看護ステーション
	木戸 恵子 (令和5(2023)年10月1日から)	訪問看護ステーションはーと
介護サービス事業者(通所介護)	杉本 良太	リハビリデイサービス nagomi 柴又店
精神保健医療機関の 精神保健福祉士	後藤 直弘	医療法人社団大和会大内病院地域連携室
社会福祉協議会	太田 寛喜	葛飾区社会福祉協議会成年後見センター
高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)職員	福田 和也	高齢者総合相談センター水元
	戸部 貴啓	高齢者総合相談センター新宿
	染谷 裕美	高齢者総合相談センター柴又
	新美 育子	高齢者総合相談センター青戸
	青木 千鶴子	高齢者総合相談センター堀切
	堀兼 良佑	高齢者総合相談センター東四つ木
	酒井 大地	高齢者総合相談センター奥戸
介護保険課長	佐藤 智洋	葛飾区福祉部介護保険課
健康部・保健センター所長	若林 繁	葛飾区健康部金町保健センター
西生活課長(福祉事務所)	菊岡 秀昌	葛飾区福祉部西生活課
東生活課長(福祉事務所)	大倉 義雄	葛飾区福祉部東生活課
くらしのまるごと相談課長 (生活困窮者自立支援)	吉田 峰子	葛飾区福祉部くらしのまるごと相談課
人権推進課長 (男女平等推進センター)	柳池 三智子	葛飾区総務部人権推進課
消費生活センター所長	甘利 光一	葛飾区産業観光部産業経済課

第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画作業部会 名簿

所 属	氏 名	備 考
高齢者支援課長	藤井 明美	部会長
高齢者総合相談センター (地域包括支援センター) 水元	福田 和也	
高齢者総合相談センター (地域包括支援センター) 堀切	青木 千鶴子	
高齢者総合相談センター (地域包括支援センター) 奥戸	酒井 大地	
くらしのまるごと相談課 支援係長	高城 千栄子	
介護保険課 事業者係長	山内 昭典	
西生活課 相談係長	山口 直延	
水元保健センター 保健サービス係長	三浦 みつ美	
高齢者支援課 相談係長	山中 一郎	事務局
高齢者支援課 高齢者支援担当係長	岡野 佐智子	事務局
高齢者支援課 高齢者支援担当係長	渡辺 祐一	事務局
高齢者支援課 相談係	平沼 奏	事務局

## 第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画の策定経過

### (1) 葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

	開催月日	検討内容
1	令和5(2023)年8月1日	・第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画の策定について
2	令和5(2023)年11月6日	・第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画(素案)について ・第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画(素案)に関するパブリック・コメントの実施について
3	令和6(2024)年1月30日	・第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画(素案)に対するパブリック・コメント実施結果について ・第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画(案)について

### (2) 区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)

閲覧、意見募集期間	閲覧場所
令和5(2023)年12月11日 ～令和6(2024)年1月9日	区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、男女平等推進センター、福祉管理課、社会福祉協議会、福祉総合窓口、高齢者総合相談センター、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、東生活課、健康プラザかつしか(保健センター) その他区ホームページに掲載

# 葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱

18 葛福高第 268 号

平成 18 年 5 月 1 日

## (設置)

第 1 条 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号) に基づき連携協力体制を確保するため、葛飾区高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 葛飾区高齢者虐待防止計画に関すること。
- (2) 高齢者虐待防止ネットワークに関すること。
- (3) その他、運営委員会で必要と認める事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 運営委員会は、区長が委嘱する次に掲げる委員をもって構成する。

- |                               |       |
|-------------------------------|-------|
| (1) 医師                        | 1 名   |
| (2) 民生委員児童委員                  | 1 名   |
| (3) 警察署職員                     | 2 名   |
| (4) 公益社団法人東京社会福祉士会            | 1 名   |
| (5) 介護支援専門員                   | 1 名   |
| (6) 介護サービス事業者(訪問介護、訪問看護、通所介護) | 3 名以内 |
| (7) 精神保健医療機関の精神保健福祉士          | 1 名   |
| (8) 社会福祉協議会                   | 1 名   |
| (9) 高齢者総合相談センター職員             | 7 名   |
| (10) 福祉部長                     | 1 名   |
| (11) 介護保険課長                   | 1 名   |
| (12) 健康部・保健センター所長             | 1 名   |
| (13) 西生活課・東生活課長(福祉事務所)        | 2 名   |
| (14) くらしのまるごと相談課長(生活困窮者自立支援)  | 1 名   |
| (15) 人権推進課長(男女平等推進センター)       | 1 名   |
| (16) 消費生活センター所長               | 1 名   |

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉部長とする。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、必要と認められる者を招集し、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 運営委員会に、特定の事項の調査及び検討を行うための部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年8月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年5月31日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年1月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。



付 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

# 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### 第2条 (定義)

- 1 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
    - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
    - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
    - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に

規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第24項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

### 第3条（国及び地方公共団体の責務等）

- 1 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

### 第4条（国民の責務）

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるととも

に、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### 第5条（高齢者虐待の早期発見等）

- 1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

#### 第6条（相談、指導及び助言）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

#### 第7条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

#### 第8条

市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### 第9条（通報等を受けた場合の措置）

- 1 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる 高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

### 第10条（居室の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### 第11条（立入調査）

- 1 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の46第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第12条（警察署長に対する援助要請等）

- 1 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

### 第13条（面会の制限）

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

#### 第14条（養護者の支援）

- 1 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### 第15条（専門的に従事する職員の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

#### 第16条（連携協力体制）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

#### 第17条（事務の委託）

- 1 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### 第18条（周知）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者

の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

### 第19条（都道府県の援助等）

- 1 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

## 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

### 第20条（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

### 第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

- 1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

## 第22条

- 1 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

## 第23条

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

## 第24条（通報等を受けた場合の措置）

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

## 第25条（公表）

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

## 第4章 雑則

### 第26条（調査研究）

国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

### 第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）



- 1 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

## 第28条（成年後見制度の利用促進）

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第5章 罰則

### 第29条

第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

### 第30条

正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

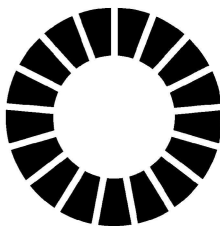
## 附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

（検討）

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

## 第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画

令和6（2024）年3月 発行

発行：葛飾区福祉部高齢者支援課 TEL：03-5654-8257

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

この冊子は印刷用の紙へリサイクルできます。